### 体と言

――坂本龍馬書簡を素材に ―

じめに

は

中心とする大名家間の周旋活動に従事するが、慶応三年十一月の三年にかけ、薩摩島津家の庇護のもとで、島津・毛利両家をが、慶立年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に政三年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に政三年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に政三年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に攻三年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に攻三年(一八五六)の二度にわたって、剣術修行のため江戸に攻三年(一八五六)の二年(一八三五)、土佐高知城下の郷土坂本坂本龍馬は天保六年(一八三五)、土佐高知城下の郷土坂本

十五日、京都で暗殺された。

Ш

忠

IF.

れているわけではない。事績に関しては、伝説化された面が強く、必ずしも明らかにさて、一つの典型をなすように思われるが、具体的な行動とそのでの生涯は、十九世紀半ばにおける政治活動家の経歴を示し

同時期に一般的であった書簡様文体と比較して、異様とも見え口語文に近いと見られる独特の文体を用いている。その文体は、あった書簡様文体(いわゆる候文)を正確に用いることがなく、あった書簡は文体(いわゆる候文)を正確に用いることがなく、ただ坂本について、その言動を見る場合、特徴と思えることただ坂本について、その言動を見る場合、特徴と思えること

ての形態などを確認し得た。そのことが、本稿執筆の動機の一おり、私はそれらの調査を経て、彼の筆跡はもとより史料とし立総合資料館に五通、京都大学附属図書館に四通が所蔵されてなお、坂本書簡自筆原本は、京都国立博物館に八通、京都府

つである。

### 書簡のなかの日常言語

館蔵『坂本龍馬関係資料』中にあって、原本を確認できる。で次の十一通が収められ、うち六通(☆印)は、京都国立博物いように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てである。それいように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てである。それいように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てである。それいように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てである。それいように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てが最もとれるが見とする坂本書簡は、比率的に見て家族宛てが最も

☆慶応元年(一八六五)九月九日付/九月(日付不明)元治元年(一八六四)正月二十二日付 六月二十八日付/☆六月二十九日付/ 六月二十八日付/ 五月十七日付/

# ☆慶応二年(一八六六)十二月四日付

せかしこ

# 慶応三年(一八六七)四月七日付/☆四月頃/

#### ☆六月二十四日付

う。()。ここでは、まず文久三年三月二十日付書簡を取り上げてみよう。

扱も / 一世間の一世ハかてんの行ぬハ元よりの事うんのわ扱も / 一世間の一世ハかてんの行ぬハ元よりの事うんのわらんよふにいたし申つもりにてあにさんにもそふだんいたらんよふにいたし申つもりにてあにさんにもそふだんいたらんよふにいたし申つもりにてあにさんにもそふだんいたし候処このころハおゝきに御きけんよろしくなりそのおゆし候処このころハおゝきに御きけんよろしくなりをめためいて申候国のため天下のためちからおつくしおり申るしかいて申候国のため天下のためちからおつくしおり中るしかいて申候国のため天下のためちからおつくしおり中るしかいて申候国のため天下のためちからおつくしおり中という。

三月廿日

乙杉

御つきあいの人にも極御心安き人々ニハ内々御見

いる。この読みづらさは当時の人々にとっても同様のはずだが、ためとくに翻刻した場合は、たいへん読みづらいものになって文体としての特徴は何と言っても仮名が多いことであり、その二十九歳)帰郷しないつもりであること、などを述べている。二十九歳)帰郷しないつもりであること、などを述べている。

蔵妻)から坂本に宛てた書簡(安政三年と推定)を挙げよう。本の独創ではむろんない。その例証として、長姉千鶴(高松順このように仮名を多用した、日常言語による書簡文体は、坂

きわめて日常的な言葉だったことを示している。

字に変換)できたこと、すなわちここで用いられている言葉が逆に言えば、読み手が仮名(音)からたやすく意味を把握(漢

りあけ候所とゝき候がとふそ~~御返事被遣度候めるいやなやまいかやまらねはとふも石蔵もえゝ参らぬおめつにふふしうなとふかむハ茂太郎さんハ四はんふりかよめつにふふしうなとふかむハ茂太郎さんハ四はんふりかよ

文体と言語

### 御らんの末ハ火中く

ける人ないぞよ返々も御すへ下され度候しふんニきお付けんと今ハきおつおまへも口よふしよふとふそきう御すへ被成人ハよんて

1,1

#### 龍馬様 千鶴

てであることを考慮に入れれば、その限りでは自然とも言える。 と 「ふしう」と書いていること、あるいは「茂太郎さんハ四はんふり(四晩振り)かよのふ」の部分に見える会話調の語になど、坂本と比較して、より口語的な性格(音に頼る傾向)を「が強いようである。地域言葉(方言)と思われる箇所も多く、意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人であることを考慮に入れれば、その限りでは自然とも言える。 こくであることを考慮に入れれば、その限りでは自然とも言える。 こくであることを考慮に入れれば、その限りでは自然とも言える。 こくであることを考慮に入れれば、その限りでは自然とも言える。

# 一 内省としての家族宛て書簡

だけではない。内容としては、当然かもしれないが、たいへん家族に宛てた坂本書簡の特徴は、口語的な文体を持つという

政局との関わりで把握できるような部分をほとんど含んでいな非政治的であり、坂本自身の政治活動の意義を、その時点での

舟のもとでの神戸海軍操練所設立計画を語っている。のは、ほぼ二カ月後の五月十七日付であるが、ここでは、勝海のとえば乙女宛て書簡で文久三年三月二十日付に続いて残る

たし時々船乗りのけいこも致し(後略) はりあつまり候事私初栄太郎なども其海軍所に稽古学問いまりあつまり候事私初栄太郎などもニも四五百人も諸方間五十間もある船をこしらへでしどもニも四五百人も諸方には八坂より十里あまりの地ニて兵此頃ハ天下無二の軍学者勝麟太郎という大先生に門人とな

できない。 告の類いであり、そこから政治的な背景をうかがい知ることはとして周知と思われるが、坂本が書いていること自体は近況報との計画の現実の具体化が翌年からであることは、歴史事実

り、攘夷の風潮が最高潮に達しつつある最中であった。勝海舟軍家茂の上洛参内と攘夷奉承という大事件があった時期にあた現実の政局の推移を見ると、この文久三年前半は、三月に将

かったようである。のだが、坂本にはその辺りの微妙さが完全には呑み込めていなのだが、坂本にはその辺りの微妙さが完全には呑み込めていなの海軍操練所構想も、一面でその動きを踏まえたものであった

の一人である。

鹿児島行きは、四月十九日、将軍家茂が毛利家再征のため、五で再び確認できるのは、慶応元年(一八六五)四月二十五日からである。このとき島津家臣西郷吉之助らが大坂を発って、船関連史料が見当たらないため明らかでない。彼の動きを史料上

で検討することが目的だった。月に江戸を進発する予定を触れ出したため、その対応策を国元

ら翌慶応元年五月にかけてのことであった。
た大久保一蔵に会うのは、この五月、鹿児島においてであった。また大久保一蔵に会うのは、この五月、鹿児島においてである。
ま老小松帯刀と西郷・大久保が、この前後から、京坂政局においる島津家政治活動の実権を握っていたが、坂本がそれらのメンバーと面識を得るようになったのは、西郷と初めて会ったのは、ちなみに坂本が海舟の指示により、西郷と初めて会ったのは、

保が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 係が緊迫する九月まで続いた。 の下関会談を計画した。しかし、この計画は西郷が海路上京のの下関会談を計画した。しかし、この計画は西郷が海路上京のの下関会談を計画した。しかし、この計画は西郷が海路上京のの下関会談を計画した。 長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関長州再征勅許問題をめぐって徳川将軍家と島津家京都邸との関係が緊迫する九月まで続いた。

ちょうどこの時期の九月九日付で、坂本が姉乙女・乳母おや

引用してゆこう。

私共とともニ致し候て盛なるハニ丁目赤づら馬之助水道通私共とともニ致し候て盛なるハニ丁目赤づら馬之助水道通なり(中略)

いのである。

いたことを示すものである。ているが、この記事はそれ以前から島津家との関係が深まってまた、自分宛ての送付物の送り先について、次のように記しまた、自分宛ての送付物の送り先について、次のように記し

てもおんこし被遣候時ハ私ニとゝき候(後略)とニて寺田や伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものとこて寺田や伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものとこて寺田や伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものとニて寺田や伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものでもおんこし被遣候時ハ私ニとゝき候(後略)

うに記す。

「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家

る。彼はお龍の生い立ちや行状を紹介したあと、さらに次のよる。彼はお龍の生い立ちや行状を紹介したあと、さらに次のよの後一年以上経って坂本は、乙女らにお龍の事を告げたのであの後一年以上経って坂本は、乙女らにお龍の事を告げたのである。彼はお龍の町医者楢崎将作の長女だが、将作は妻と娘三お龍は京都の町医者楢崎将作の長女だが、将作は妻と娘三お龍は京都の町医者楢崎将作の長女だが、将作は妻と娘三

京のはなし然ニ内々ナリ(中略)右女ハまことにおもしろまか二て月琴おひき申候今ハさまてふじゆうもせすくらしき女ニて月琴おひき申候今ハさまてふじゆうもせすくらした上で、 
まないのあれのよふにあいたがり候乙大姉の女乙大姉をしてしんのあねのよふにあいたがり候乙大姉のないはなし然ニ内々ナリ(中略)右女ハまことにおもしろ京のはなし然ニ内々ナリ(中略)右女ハまことにおもしろ

此者内々ねかいいて候(後略)○なにとぞおびかきものかひとつ此者ニ御つかハし被下度

同時に認知の証しを求めたものと思われる。しいというのは、乙女に対する坂本なりの気の遣い方であり、認知を求めたものだろう。とくに帯か着物かをお龍にやって欲平(父八平は、すでに安政二年末死去)をはじめとする家族の工の部分は自分とお龍との関係について、乙女を通じて兄権

連絡ではなく、したがって甚だ具体的で個人的な生活者感覚に族に宛てた坂本の書簡が語る内容は、政治活動に必要な情報の以上のように、郷党の活躍振りといい、お龍の事と言い、家

質的には内省手段としての日記に近いようにすら思われる。味を持つだろう。それは形式的には書簡の形をとりながら、実むしろ自らの内部に語りかけ、自己のあり方を確認してゆく意に書ける家族宛ての書簡は、坂本にとって、他者に対するより、満ちている。政治的な配慮の必要がなく、思うことを思うまま

### 三 木戸孝允との往復書簡

五月だった。
 五月だった。

おる。おる。一九三○年)に収められるものだけで七通が 年のなかで異彩を放つのが木戸書簡で、『木戸孝允文書』 第一 そのなかで異彩を放つのが木戸書簡で、『木戸孝允文書』 第一 をのなかで異彩を放つのが木戸書簡は伝存数がごく少なく、十数通しか 諸家からの坂本宛て書簡は伝存数がごく少なく、十数通しか

宮内庁書陵部所蔵木戸孝允文書所収だが、それらは明治期以降で、坂本家に伝来し、現在は京都国立博物館所蔵である。他はうち一通は、あとで取り上げる慶応二年二月二十二日付書簡

てみよう。
に木戸家側が回収したもの関係を軸にして、両者の書簡に触れ以下では、坂本と木戸との関係を軸にして、両者の書簡に触れら慶応三年まで四年間に満たない)、またその間一カ所に定住ら慶応三年まで四年間に満たない)、またその間一カ所に定住がかったため、伝存しにくかったことも要因に数えられよう。

### (1) 島津家盟約と坂本

ことである。
てゆく過程で、坂本の役割がクローズアップされるポイントとてゆく過程で、坂本の役割がクローズアップされるポイントとている。

西郷との合意内容を六カ条に文章化し、会談に同席した坂本に宛て木戸書簡(宮内庁書陵部蔵)である。その書簡で木戸は、歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立と歴史的評価として、その書簡で木戸は、温津家小松帯刀・このとき正月八日に毛利家木戸が入京し、島津家小松帯刀・このとき正月八日に毛利家木戸が入京し、島津家小松帯刀・

賞しようとする時、この書簡が果たした役割は絶大であった。ないことを保証する文言を朱書して返送した。坂本の働きを顕確認を求め、坂本はその裏に二月五日付で木戸の理解に誤りが

以下しばらく、その木戸書簡の意味付けとも関わって、論述以下しばらく、その木戸書簡の意味付けとも関わって、論述以下しばらく、その木戸書簡の意味付けとも関わって、論述以下しばらく、その本戸書館の意味付けとも関わって、この政治的復権のため、天皇に対して周旋尽力を行うということである。毛利家当主父子は元治元年(一八六四)七月禁門の変に必要な関わりを簡単に確認しておきたい。盟約の内容は、島津家が手利家の政治的復権のため、天皇に対して周旋尽力を行うということである。毛利家当主父子は元治元年(一八六四)七月禁門の変い降、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・以降、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は従四位上参議中将・政路、官位停止を受けていた(当主敬親は、この政治の関係を関わって、論述以下しばら、といいのである。

決断させる契機として、二十日に京都島津邸に入った坂本の仲行動方針を公開し、実行を確約したのだが、西郷にその公開を正月二十~二十二日、島津家西郷は木戸に向かって、以上の

木戸はこの点で坂本に大変恩義を感じていたと思われる。戸は正月二十三日付書簡で、坂本に裏書きを求めたのだろう。介説得の果たした役割が大きかったようである。だからこそ木

右の諸点を確認したうえで、慶応二年二月二十二日付坂本宛

を振り返っておけば、次のとおりである。ともに坂本自身の書簡とは実に好対照をなしている。その背景本龍馬関係資料』中で唯一の木戸書簡原本であり、筆蹟・文体で木戸書簡を取り上げてみよう。これは京都国立博物館蔵『坂

を尋ね、また島津家盟約後の政治情勢を知らせたのである。本戸ともに京都を出立、坂本は伏見寺田屋に投宿し、木戸は薩原出で山口へ戻るため、大坂に下った。木戸が大坂にいた二十度日で、坂本は寺田屋で伏見奉行所の捕り手の捜査を受け、負三日夜、坂本遭難の情報を得て、二月二十二日付書簡で坂本に安否ち、坂本遭難の情報を得て、二月二十二日付書簡で坂本に安否ち、坂本遭難の情報を得て、二月二十二日付書簡で坂本に安否を尋ね、また島津家盟約後の政治情勢を知らせたのである。

か不相分候小笠原閣老肥前と且尊藩之大夫を呼出し候由如何之事

て先般上京中は大兄之御深意に而微意も徹底感喜難忘奉存朶雲御投与奉拝見候弥以御壮栄に御起居大賀此事奉存候さ

に奉存候先は取急如此御座候匆々頓首九拝 意賊手に御陥り無之様偏に奉祈念候乍此上精々御自愛肝要 覚束候細川兄は御無事に御座候哉諸兄呉々も御疎なく御注 不失に有之申候いかなる良策ニても機に後れ候而は万端無 迄は必々何事も御用心神州之為御尽力肝要之御事に奉存候 之世間か更に相分らぬ世の中に付少敷天日之光り相見へ候 被成候而兎角御用捨無之方に御座候得共狐狸之世界か豺狼 知仕不堪雀躍候大兄は御心之公明と御量之寛大とに御任せ 早承候ときは骨も冷く相成驚入候処弥御無難之様子巨細承 可被遺候何よりも目出度事は大兄伏見之御災難ちよつと最 後が尤姦邪と申事に御座候近況は村田諸氏より直に御承知 とが是へ雷同いたし候而騒き候様子外藩諸侯に而は独り肥 今以病気に而更に何事も無之紀彦小倉尤悪敷由榊原雲州な 之滞留に付何事も残念而已御察可被下候小笠原閣老も下芸 候自浪華呈候六条之書御返与御裏書拝見安堵仕居申候此度 不遠戦場にも至り可申候何分にも天下事は只々機会を失と は村田川村木藤諸氏遠路態々来訪欣喜此事に御座候誠に暫

ないが、「自浪華呈候六条之書御返与御裏書拝見安堵」 以下の 日付坂本の裏書きを指すのか、それとも別の書簡かはっきりし 冒頭にいう「朶雲御投与奉拝見候」とは、先に触れた二月五

> ともいえる。 遣いながら、自重を望む旨を書き添えている。木戸にとって、 之御災難ちよつと最早承候ときは、骨も冷く相成、驚入候処、 場において密接化してきたことを報ずる。 ついで、「大兄伏見 にも流麗な筆蹟とあいまって、十九世紀半ばの書簡文のモデル にも渋滞がない。木戸書簡は、ここでは再現できないが、いか を的確に使いこなし、正確かつ論理的であり、 弥御無難之様子、巨細承知仕、不堪雀躍候」と坂本の安否を気 路態々来訪欣喜此事に御座候」と島津家との関係が人的交流の 底感喜難忘奉存候」とあって、先に述べたとおり、西郷が政策 関わる坂本への礼を述べたものであることは誤解の余地がない。 この文言は、決して外交辞令に止まるものではなかったろう。 方針の木戸への公開に際し、坂本仲介が契機として大きく働い 言葉から、この木戸書簡が坂本裏書き受領の確認と、それらに たことを確認できよう。さらに、島津家臣の長州来訪を伝え、 「此度は村田(新八)・川村(與十郎)・木藤(市助)、諸氏遠 この書簡に見えるように、木戸の文体は、豊富な漢語の語彙 内容的には、「さて先般上京中は大兄之御深意に而微意も徹 したがって文脈

## (2)「政権奉還」建白をめぐる政局

の資金援助を背景に「海援隊長」に任ぜられた。て土佐山内家との関係を復活させるようになり、四月には土佐家「出崎官」後藤象二郎と接触を持ち、島津家の庇護下を離れ慶応三年八〜九月である。坂本は慶応三年に入ると長崎で山内慶応三年八〜九月である。坂本は慶応三年に入ると長崎で山内の資金援助を背景に「海援隊長」に任ぜられた。

から坂本とともに上京するのが六月十三日であった。との薩長側の動きに対抗する意味を込めて、後藤象二郎が長崎は毛利家と共に武力行使に基づく状況打開策を具体化させた。計画され、五月二十四日、その失敗が確認されると共に島津家計画され、五月二十四日、その失敗が確認されると共に島津家

に就いた。 にないた対案が、いわゆる「政権奉還」建白 に就いた。 にないた。 にないたな、 にないたな、 にないたな、 にないた。 にないた。 になな、 にないた。 になな、 になな、 になな、 になな、 になな、 になな、 になな、 になな、

明らかでない。坂本が後藤に「政権奉還」建白構想の原案を示わりについては、伝説化された部分が多く、史料のうえからはなお、この過程に見られる国家体制の構想立案と坂本との関

了解事項になっていたと見る方が自然である。面に浮上しつつあり、慶応三年時点の政治社会ではすでに共通う考え方は、遅くとも文久二年(一八六二)後半には、政局表さらにその逆としての「政権」返上(および将軍職辞任)とい論証されたことは一度もない。天皇から将軍への「政権」委任、した(「船中八策」)と言われるが、その事実が史料に基づいて

まて、こうした政局の流れのなかで坂本と木戸が会談し、まさて、こうした政局の流れのなかで坂本と木戸が会談し、まょうど後藤の帰国および再上京の時期に当たる。八月二り、ちょうど後藤の帰国および再上京の時期に当たる。八月二日、坂本はイカルス号事件(長崎でのイギリス船水夫殺害事件で、海援隊士に容疑がかけられた)対策のため、佐佐木三四郎(高行)とともに帰国し、ついで佐佐木と一緒に長崎へ赴いた(八月十五日着)。一方、木戸は伊藤俊輔(博文)とともに、八八十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸月十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸月十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸月十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸月十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸り、たっとである。

下に相立可申」と、後藤が国元の議論をまとめて上京すること(両者とも在長崎)、「後藤君御上京相成候はゝ不日大御公論天この翌日、八月二十一日付で木戸は坂本宛てに書簡を発し

R.Y. らいられては、 (15) では、 (15) で

に相成居、手筈きまり居候事尤急務歟と奉存候(後略)候、何卒万端之趣向於于此は乾頭取と西吉座元と得と打合候、何卒万端之趣向於于此は乾頭取と西吉座元と得と打合候、何卒万端之趣向於于此は乾頭取と西吉座元と得と打合候。何卒万端之趣向於于此は乾頭取と西吉座元と得と打合は明正風の子の強のともは仲間に引くが、是非とも甘く出かし不申而は不相済、世間且々役に立付、是非とも甘く出かし不申而は不相済、世間且々役に立付、是非とも甘く出かし不申而は不相済、世間且々役に立て、一般のでは、一般のでは、一般の対し、一般の対し、

意事項に齟齬を来すことになるのだが(後藤の大坂着は九月三を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本を指すと表えられる。木戸は建白を現実には無効と見て(坂本との音)とは、後藤の再上京および「政権奉還」建白

十日付で木戸(在山口)宛てに、次のような返書を書いた。かったと思われる。これに対し、坂本(下関寄港中)は九月二日)、九月四日時点の木戸・坂本は、 その情報をまだ得ていな

家可被遺候猶後日之時を期し候誠恐謹言 をや実におもしろく能相わかり申候間弥慣発可仕奉存候其とや実におもしろく能相わかり申候間弥慣発可仕奉存候其との方、のの人本国ニつみ廻さんト今日下の関まて参候所不計も伊かり入本国ニつみ廻さんト今日下の関まて参候所不計も伊かり入本国ニカのの事を承り申と承り申との方にのはのと存申候」先生の方ニハ御やくし申上候時勢云云の認もの候て後藤庄次郎を国にかへすか又者長崎へ出すかに可仕候になる。 はて後藤庄次郎を国にかへすか又者長崎へ出すかに可仕候になる。 はて後藤庄次郎を国にかへすか又者長崎へ出すかに可仕候になる。 はてるいかとのではたりから、い候得いはたして小弟の愚論と同一かとなった。 はいまなく残念出帆仕候」のおり、い候得いはたして小弟の愚論と同一かとなった。 はい弟思ふに是よりかへり乾退助ニ引合置キ夫より上国に出体では、 はい弟思ふに是よりかへり乾退助ニ引合置キ夫より上国に出たなる。 はい弟思ふに是よりかへり乾退助ニ引合置キ夫より上国に出い。 はい弟とのと存申候」先生の方ニハ御やくし申上候時勢云云の認ものには、 はい弟には、のの一件兼テ存居候所というでは、 はいるのの一件兼テ存居候所の一筆啓上仕候然ニ先日の御書中大芝居の一件兼テ存居候所という。

九月廿日 龍馬

七二

できるものは、事実上これが最後である。 だろう。そして政治的に実質的内容を持つ坂本書簡として確認 じくも文章による彼の表現力の限界を示して、象徴的と言える この書簡でも、その内容を具体的には表現し得なかった。いみ り入、本国ニつみ廻さん」とし、航行中に下関に立ち寄ってい について、木戸も同意見であろうことを述べるのだが、坂本は 何共筆には尽かね申候」と、薩土盟約破棄後の京都情勢の判断 かゝい候得ハはたして小弟の愚論と同一かとも奉存候得とも、 たのだった。さらに、「此頃の上国の論は、先生に御直ニう 化させるため、「手銃一千挺(長崎で)買求、芸州蒸気船をか して、坂本らは土佐をも乾退助が代表する武力行使路線に一本 訪問したこと(九月十八日)などである。こうした動きに関連 による武力行使方針を最終的に決定するため、大久保が山口を あるように、薩土間の合意が破棄され(九月九日)、薩長協同 容は、「薩土及云々且大久保か使者ニ来りし事迄承り申候」 と 坂本は下関で伊藤に遭遇し、彼から最新情報を得た。その内

おわりに

抽象的な概念を駆使することはなかった。意図的にそうした訳(これまで見てきたように坂本は、その文体と言語において、)

ども坂本の発案とは考えにくいと言わねばなるまい。である。この意味からすれば、いわゆる「新政府綱領八策」なではなく、必要であるべきときでも、できなかったと見るべき

その反面、彼の言語はたいへん口語的で直接的な比喩に富み、その反面、彼の言語はたいへん口語的で直接的な比喩に富み、また十津川郷士とも強いっとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いっとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いっとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いっとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いっとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いつとする浪士が、その反面、彼の言語はたいへん口語的で直接的な比喩に富み、であった。

註

- が、史料的には不明。(1) 生まれた月日については十一月十五日と言われることがある
- (3) 『坂本龍馬関係文書』第一(東京大学出版会 一九八八年復

### 佛教大学総合研究所紀要 第八号

#### 刻再刊)三七~三八頁。

- (4) 『坂本龍馬関係資料』一九頁所収、写真版。
- (5) 同右 五三頁所収、写真版。
- 一八~一九頁所収、写真版。(6)『坂本龍馬関係文書』第一 七三~七四頁。『坂本龍馬全集』
- (7) 『坂本龍馬関係資料』二八~三三頁所収、写真版。
- (8) 『坂本龍馬全集』五三八頁。
- 二一〇頁、参照。(9)『明治維新と国家形成』(吉川弘文館 二〇〇〇年)一九一~
- 刊)一三六~一四二頁。
- (11) 『坂本龍馬関係資料』五四頁所収、写真版。
- れの明治維新』吉川弘文館 二〇〇〇年、所収)参照。 寺村左膳 ― 薩土盟約と政権奉還建白 ―」(佐々木克編『それぞ)) 前掲拙著二五七~二六九頁、および拙稿「土佐山内家重臣・
- 刊)三〇七~三〇八頁。(4)『木戸孝允文書』第二(東京大学出版会 一九八五年復刻再
- 19) 同右 三二四~三二六頁。
- (16) 『坂本龍馬全集』三〇三~三〇七頁所収、写真版。